

# 第 4 給 与



## 第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

### 1 職員給与の実態

当委員会が、平成25年4月1日現在で実施した「平成25年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
全給料表	人 23,983	歳 42.8	年 20.6
行政職給料表	5,134	43.3	21.5
公安職給料表	3,446	39.4	18.3
教育職給料表(一)	19	47.4	22.3
教育職給料表(二)	4,197	43.4	20.8
教育職給料表(三)	10,593	43.5	20.9
教育職給料表(四)	26	46.0	20.9
研究職給料表	220	43.6	20.7
医療職給料表(一)	19	44.0	19.5
医療職給料表(二)	207	44.2	21.2
医療職給料表(三)	120	43.3	19.9
特定任期付職員給料表	2	55.4	35.3

(注) 1 全給料表欄の平均経年数には、特定任期付職員は含まれていない。

2 特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条に掲げる給料表をいう。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	81.8	6.7	11.6	0.0	61.0	39.0
行政職給料表	100.0	69.5	10.5	20.0	0.0	71.3	28.7
公安職給料表	100.0	51.6	3.7	44.6		94.2	5.8
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			94.7	5.3
教育職給料表（二）	100.0	92.6	2.4	5.0		58.7	41.3
教育職給料表（三）	100.0	93.3	6.7			46.3	53.7
教育職給料表（四）	100.0	96.2	3.8			88.5	11.5
研究職給料表	100.0	98.6	0.9	0.5		91.8	8.2
医療職給料表（一）	100.0	100.0				89.5	10.5
医療職給料表（二）	100.0	69.6	30.0	0.5		43.5	56.5
医療職給料表（三）	100.0	57.5	41.7	0.8		5.0	95.0
特定任期付職員給料表	100.0	50.0		50.0		100.0	0

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
	円	円	円	円	円
全 給 料 表	360,149	9,715	5,156	15,015	390,035
行政職給料表	337,209	11,498	7,577	14,182	370,466
公安職給料表	328,362	13,748	5,880	7,289	355,279
教育職給料表（一）	488,800	15,205	15,620	23,211	542,836
教育職給料表（二）	377,838	9,469	5,314	14,168	406,789
教育職給料表（三）	374,884	7,648	3,553	17,954	404,039
教育職給料表（四）	408,300	14,338	0	13,450	436,088
研究職給料表	354,104	14,263	3,219	14,800	386,386
医療職給料表（一）	448,311	6,405	75,077	308,929	838,722
医療職給料表（二）	341,355	7,474	5,955	8,993	363,777
医療職給料表（三）	330,559	2,968	7,228	6,153	346,908
特定任期付職員給料表	547,000	0	9,255	11,500	567,755

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

## 2 民間給与の実態

### (1) 民間給与の調査

#### ア 平成25年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 平成25年5月1日から6月18日まで

(イ) 調査対象事業所 平成25年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の180事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 56職種 合計 78職種

(エ) 調査実人員 6,504人(うち、初任給関係職種302人)であるが、行政職に相当する調査実人員は5,677人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は44,207人であり、うち行政職に相当するものは34,817人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規模計	50人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	194,818	200,518	192,540	189,722
	短大卒	170,336	178,911	168,437	150,000
	高校卒	158,767	158,429	157,878	161,783
新 卒 事 務 員	大学卒	194,260	199,881	191,341	189,722
	短大卒	164,923	170,000	166,844	150,000
	高校卒	158,283	154,993	158,173	161,733
新 卒 技 術 者	大学卒	195,705	202,046	193,546	—
	短大卒	180,169	181,796	176,000	—
	高校卒	159,163	160,158	157,594	161,833
準新卒看護師	養成所卒	198,300	198,300	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均化したものである。

2 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	51.8	684,542	700,585	649,267	—
工 場 長	49.3	572,609	612,082	556,057	*
事 務 部 長	52.2	577,186	642,570	509,718	500,388
技 術 部 長	51.2	565,819	638,653	520,366	467,714
事 務 部 次 長	48.3	483,782	524,232	450,121	428,350
技 術 部 次 長	52.1	555,086	571,756	544,430	*
事 務 課 長	47.9	493,543	517,526	452,491	439,740
技 術 課 長	47.6	477,959	524,366	444,302	369,088
事 務 課 長 代 理	44.6	435,784	450,958	365,083	397,076
技 術 課 長 代 理	45.7	439,293	457,355	388,257	405,765
事 務 係 長	43.0	360,508	379,355	338,644	331,396
技 術 係 長	43.6	375,637	402,595	367,927	303,221
事 務 主 任	39.3	312,937	346,042	291,019	276,960
技 術 主 任	39.2	356,128	359,554	367,783	255,145
事 務 係 員	35.2	255,751	278,630	238,801	225,558
技 術 係 員	33.4	279,569	297,991	242,572	230,521

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

### 3 職員の給与に関する報告

当委員会は、平成25年10月10日(木)議長及び知事に対し、地公法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について報告した。

その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 給与報告の骨子

月例給、特別給(ボーナス)ともに改定なし

- ・民間従業員の給与は職員の給与を上回る(18円 0.00%)が、較差は極めて小さい
- ・特別給(現行3.95月分)は民間のボーナス(3.96月)とおおむね均衡

#### (2) 公民較差

##### ①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の180事業所

## ②民間従業員の給与との比較（公民較差）

### <月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
376,182円	376,164円	18円（0.00%）

### <ボーナス>

平成24年8月から平成25年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
3.96月	3.95月	0.01月

## （3）報告の内容

### ○月例給

現行のまま改定なし

- ・民間従業員の給与との較差は極めて小さく、適切な給料表の改定を行うことが困難なため

### ○期末・勤勉手当（ボーナス）

現行のまま改定なし

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
現行	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
	計	1.90月	2.05月	3.95月

## （4）公務運営の改善等についての報告事項

### <給与に関する報告>

#### （1）給与構造改革

##### ① 勤務実績の給与への反映

勤務実績に基づく昇給制度の運用を開始するとともに、勤勉手当への実績反映の拡大の仕組みについて整備をすることが必要

##### ② 給与構造改革における経過措置のあり方

国は平成26年3月末に廃止することとしており、本県においても、経過措置額の受給者の割合が国に比べて多いものの、国や他県の動向を考慮すると、いつまでも存置することは適当ではない。しかし、人事院は今後、給与制度を総合的に見直していくことを表明していることから経過措置の廃止時期については、給与制度全体の在り方と併せて検討することが必要

#### （2）給与制度の総合的見直し

国の動向を注視しつつ、本県の実態に基づいた本県に相応しい給与制度の在り方について検討を進めることが必要

### (3) 雇用と年金の接続

#### ① 雇用と年金の確実な接続のための取組

再任用制度に関する早期からの職員に対する周知や希望聴取、制度の円滑な実施に向けての取組が必要

#### ② 再任用職員の給与

今後の国の動向を注視しつつ、民間の実態や他県の状況も踏まえながら、再任用職員の新たな給与制度の設計について調査検討することが必要

### (4) 勧告制度に基づかない給与の減額

厳しい財政状況を改善するため、4年間に及ぶ給与の減額措置が行われていたが、本年4月にその減額措置が終了し、職員の給与が本来の水準に戻ったばかりであるにも関わらず、本年7月から新たに臨時特例条例による給与の減額措置が行われたところである。減額措置は平成26年3月31日までの特例期間終了後に確実に解消され、本来の適正な給与水準が確保されるべきである。

人事委員会制度に基づかない給与減額の要請は二度と行われることのないよう国に強く申し入れをされるよう要請する。

### <公務運営の改善等に関する報告>

#### (1) 人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の整備、女性職員の積極的な登用、若手職員の育成

#### (2) 勤務環境の整備

家庭生活と職業生活の両立支援、時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、職員の士気の高揚

#### (3) 公務員倫理の確立等

## 4 給与条例の実施

### (1) 給与条例の改正

ア 平成25年第5回県議会定例会に提案、平成25年12月19日可決、同年12月25日平成25年条例第47号として公布された。

#### (改正概要)

##### ① 高齢層職員の昇給制度の改正

・55歳（医師にあっては57歳）を超える職員の昇給については、その者の勤務成績が特に良好である場合に限定

##### ② 災害派遣手当の改正

・災害派遣手当を支給する対象に、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画の作成等のため岐阜県に派遣された職員を追加



イ 平成26年第1回県議会定例会に提案、平成26年3月19日可決、同年3月20日平成26年条例第6号として公布された。

(改正概要)

① 通勤手当の改正

・自動車等を利用して通勤する職員の通勤手当について、自動車等の使用距離の区分を改定

② 特殊勤務手当の改正

・防疫等作業手当の支給対象者に、岐阜県動物愛護センターに勤務する職員を追加  
・岐阜県立衛生専門学校等に勤務する専任教員に係る実技訓練手当を廃止

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成25年6月20日 人事委員会規則第11号

a ① 小学校に就学している子を養育する職員が早出遅出勤務をすることができる事由について、国の改正に伴う所要の改正(第69条の5)

② 平成25年6月20日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新 設	・ 鉄道高架推進企画監	(4種)
-----	-------------	------

b 施行日

平成25年6月20日

(イ) 平成25年8月1日 人事委員会規則第14号

a 平成25年8月1日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新 設	・ T P P 対策総括監	(2種)
-----	---------------	------

b 施行日

平成25年8月1日

(ウ) 平成25年10月1日 人事委員会規則第17号

a 平成25年10月1日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新 設	・ 航空管理監	(4種)
-----	---------	------

b 施行日

平成25年10月1日

(エ) 平成25年11月1日 人事委員会規則第20号

a 平成25年11月1日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新 設	・ 財務会計システム調整監	(4種)
-----	---------------	------

b 施行日

平成25年11月1日

(オ) 平成26年4月1日 人事委員会規則第4号

a 給与条例の一部改正に伴う所要の改正等

(改正概要)

① 技能職員等として規定されている者について、現状に合わせて定義見直し（第3条）

② 給料の調整額の改正（[第23条関係]別表第1）

・衛生専門学校及び看護専門学校に勤務する実技の訓練又は実習を行う職員の給料の調整数の新設

調整数 1

・動物愛護センターに勤務する獣医師の給料の調整数の新設

調整数 2

③ 管理職手当の改正（[第24条関係]別表第1の3、別表第1の4）

・平成26年4月1日付けの新たな職の創設等に伴う改正

変 更

・技術総括監 (4種→2種)

・監査委員事務局長 (2種→1種)

・情報科学芸術大学院大学事務局長、図書館長 (1種→2種)

・教育次長 (1種)

新 設

・子ども・女性局長 (1種)

・秘書政策審議監、全国育樹祭推進事務局長、岐阜地域危機管理監、  
全国育樹祭推進事務局次長、振興局振興課長 (2種)

・岐阜地域防災対策監、県庁舎再整備企画監、スポーツ推進企画監、  
岐阜地域調整監、環境安全推進企画監、災害医療対策監、在宅医療  
推進監、県立病院・看護大学法人企画監、感染症対策監、ライフス  
タイル企画監、新産業企画監、花き振興企画監、土地利用調整監、  
施設管理調整監、都市公園企画監、徳山ダム対策監、動物愛護セン  
ター所長、東部広域水道事務所管理監、社会教育企画監、監査委員  
事務局監査企画監 (4種)

・森林技術開発・支援センター長、希望が丘学園課長、土木事務所施  
設管理課長、土木事務所技術連携調整監、建築事務所建築課長、東  
部広域水道事務所課長（企画工務課長を除く） (6種)

・保健所主幹、食品安全検査センター長 (7種)

廃 止

・秘書広報統括監、危機管理統括監、美術館長 (1種)

・清流の国づくり局長、危機管理副統括監、岐阜地域総括監、振興局  
副局長、現代陶芸美術館長 (2種)

・財産活用企画監、地域企画監、少子化対策企画監、感染症対策企画  
監、地域スポーツ振興監、地域振興企画監、鳥獣害対策監、全国育  
樹祭企画監、リニア推進対策監、水資源企画監、振興局事務所副所  
長、県税事務所管理監、流域浄水事務所管理監、社会教育対策監、  
スポーツ振興企画監 (4種)

・希望が丘学園総務課長 (6種)

・看護専門学校主幹 (7種)

④ 通勤手当の改正（第29条の10の3）

・国の規則改正により普通交通機関等の定期券に係る支給単位期間がより具体的に示さ  
れたことに準じ、所要の規定整備

- ⑤ 寒冷地手当の改正（第47条 別表5の4）
  - ・組織改正に伴い、河川環境研究所下呂支所から水産研究所下呂支所へ名称変更
- ⑥ 特殊勤務手当〔福祉業務手当〕の改正（第38条の7）
  - ・福祉業務手当の支給対象施設に、障がい者総合支援法に基づく相談支援事業をH26.4.1より開始する希望が丘学園を追加
- ⑦ 特殊勤務手当〔実技訓練手当〕の改正（第38条の9）
  - ・看護専門学校及び衛生専門学校に勤務する実技の訓練又は実習を行う職員の給料の調整額新設に伴う特殊勤務手当の廃止
- ⑧ 特殊勤務手当〔有害物取扱手当〕の改正（第38条の12）
  - ・組織改正に伴い、河川環境研究所から水産研究所へ名称変更
- ⑨ 特殊勤務手当〔特殊現場作業手当〕の改正（第38条の13）
  - ・組織改正に伴い、危機管理課から危機管理政策課へ、養鶏研究部から養豚・養鶏研究部へ名称変更及び都市建築部水資源課の追加
- ⑩ 特殊勤務手当〔用地交渉手当〕の改正（第38条の14）
  - ・組織改正に伴い、用地交渉手当（日額上限700円）の支給対象施設に、リニア推進事務所を追加
- ⑪ 特殊勤務手当〔道路上作業手当〕の改正（第38条の16）
  - ・特別警報の「大雨特別警報」「暴風特別警報」「大雪特別警報」「暴風雪特別警報」時の業務を支給対象に追加
- ⑫ 特殊勤務手当〔環境監視手当〕の改正（第38条の18）
  - ・組織改正に伴い、岐阜地域環境室及び岐阜地域産業労働室の追加、河川環境研究所から水産研究所へ名称変更
- ⑬ 特殊勤務手当〔災害防止作業手当〕の改正（第38条の19）
  - ・特別警報の「大雨特別警報」「暴風特別警報」「大雪特別警報」「暴風雪特別警報」時の業務を支給対象に追加
- ⑭ 特別休暇を取得できる場合の対象範囲及び期間の拡大（第75条第23号、26号）
  - ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事であって人事委員会が定めるものに出席する場合についても取得できるよう範囲を拡大
  - ・一親等の直系卑属（子）の忌引きの場合について、7日に拡大

b 施行日

平成26年4月1日

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成25年12月27日 人事委員会規則第22号

a 平成26年1月1日の昇給制度に係る規定（第35条、第37条、別表第7、別表第7の2）

- ・55歳を超える職員の昇給抑制及び停止について規定する。
- ・高位号給から昇格した場合の給料月額増加額の縮減について規定する。

b 施行日

平成26年1月1日

(イ) 平成25年12月27日 人事委員会規則第24号

- a 平成26年1月1日の昇給制度に係る規定（附則第18項、第19項）  
 ・55歳を超える一般職員の昇給抑制及び停止について規定する。
- b 施行日  
 平成26年1月1日

(ウ) 平成26年4月1日 人事委員会規則第7号

- a 平成27年1月1日の昇給制度に係る規定（附則第20項）  
 ・職員の平成27年1月1日における昇給号給数について規定する。
- b 施行日  
 公布の日（平成26年4月1日）

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成26.1.23 人委第230号	職員採用資格免許職試験に保健師の区分が新設されたことに伴う規定整備 （平成26.1.31適用）
教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定について（通知）の一部改正について（通知）	平成26.2.7 人委第251号	小規模校の校長、副教頭及び教頭である者の職務の級の決定基準の廃止に伴う規定整備 （平成26.3.1適用）
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成26.3.31 人委第282号	国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の廃止に伴う通勤手当の改正 （平成26.4.1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成26.3.31 人委第288号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人等から割愛採用する職員の休暇について規定整備</li> <li>・規則改正、組織改正に伴う規定整備</li> </ul> （平成26.4.1適用）

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)	教(三)	教四	研究	医(一)	医二	医(三)	計				
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3		4	7	6	7
任命権者	知事	29	3				3					3		1	2				41
	教委							1	1	30	37								69
			3	1															
警察	2			15	10														27
計		34	4		15	10	3		1	1	30	37		3		1	2		69
																			72

- (注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。  
 2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で194人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	計
任命権者	知事	13								13
	教委	81			5	9				95
	警察									
計		94			5	9				108

- (注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の設定の承認

異動前 \ 異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
	7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																		
	研究																		
	医(一)																		
	医(二)																		
	医(三)																		
教委	行政																		
	教(二)	1	1																2
	教(三)																		
警察																			
計	1	1																	2

- (注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。  
 2 職務の級は、異動後のものである。  
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で76人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	1 1
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a) は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	0
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

- (注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) は同規則第29条の17の規定により、(f) は同規則運用方針第29条の17関係第6項第8号の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	8
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	0

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

改正なし

6 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- ・ 宿泊料等の増額調整承認 19件
- ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 4件

